

2011年秋期GAPシンポジウムの報告

「2011年秋期GAPシンポジウム(第23回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会)」は、10月24日・25日の両日、東京大学農学部弥生講堂で開催され、全国各地から177名の関係者が参加してGAP関連の報告と活発な討論が行われました。以下、開催の概要とその経過について簡単にご報告します。



2011年秋期GAPシンポジウムは、2009年春の第1回の開催から5回目となりました。これまでは、第1回「適正農業管理が日本農業を救う」、第2回「GAPの正しい理解と適切な現地指導」、第3回「欧州の適正農業規範に学ぶ」、第4回「日本適正農業規範の概要と検討」という内容でGAP(適正農業管理)のあるべき姿を求めて議論を重ねて来ました。その結果、今年5月には日本生産者GAP協会が「日本GAP規範 Ver.1.0」を刊行することができました。

今回のシンポジウムでは、「適正農業規範は良い農業の道しるべ」という副題で『日本GAP規範』とその『農場評価制度』の概要を発表し、その解説をしました。「GAP規範」は、環境と人に優しい農業の姿であり、それを目指す農業者の管理実態を明らかにするための「評価制度」ができたことで、「GAP教育システム」の形が見えてきました。

この間に、21都府県で開催されてきた「GAP指導者養成講座」および全国各地のJAや農業生産組織で行われてきた実践的な「農場評価」の実態やその結果などを元に『日本GAP規範 農場評価制度』が新たに構築されました。来年(2012年)2月28~29日には『日本GAP規範農場評価制度とGAP指導者養成』の実践セミナーが開催される予定です。

・今回のシンポジウム受講者の総数は177名で、都道府県別の内訳は以下の通りです。

北海道：2、青森県：1、岩手県：10、宮城県：1、秋田県：1、山形県：3、福島県：2、茨城県：13、栃木県：15、群馬県：3、埼玉県：5、千葉県：4、東京都：23、神奈川県：6、新潟県：5、富山県：3、福井県：4、長野県：5、岐阜県：4、静岡県：4、愛知県：1、三重県：4、滋賀県：2、京都府：7、大阪府：1、和歌山県：3、島根県：3、岡山県：8、山口県：2、徳島県：7、愛媛県：1、高知県：2、福岡県：1、佐賀県：2、長崎県：3、大分県：2、宮崎県：1、鹿児島県：3、沖縄県：10

・受講者を職種別に分類したところ、以下のような結果でした。

農業個人：4、生産団体：1、JA：24、都道府県行政：30、研究：12、教育：1、普及指導：54、食品流通：5、食品製造：3、農業資材・機械：2、検査・認証：2、化学・分析：3、IT関連：3、農業関連機関：1、学生：3、報道：4、講師スタッフ：22、その他：3

今回のシンポジウムの開催テーマである「適正農業規範は良い農業の道しるべ」「GAP教育システムとしての農場評価制度」などのキーワードからも、普及指導員が54名、都道府県のGAP担当者が30名、JA関係者24名の順に参加者が多かったことが肯けます。

GAP を実践すべき農業の現場では、まだまだ GAP の指導体制が確立できていないのです。今後の「日本 GAP 規範」とその「農場評価制度」の普及・活用が期待されます。

主催者挨拶：『GAP の科学的な理解とコミュニケーション』

二宮正士 東京大学教授・生態調和農学 副機構長

(一社)日本生産者 GAP 協会 常務理事・農業情報学会副会長

GAP の本来の姿は、農業活動をチェックリストで確認する手法ではなく、安全な農産物を安定的に供給し続ける農業の持続性を確立することです。農業生産では環境汚染を起こさずに食品の安全性を確保する「環境と人に優しい農業」を実現することが必要であり、GAP ではそのためのリスク認識が問われています。そして、そのリスク管理のためには、情報公開とリスクコミュニケーションが重要な課題となります。



このシンポジウムでは、「日本 GAP 規範 Ver.1.0」をフレームワークとしながら地域の実情にあった形で GAP を発展させようとしている事例をご覧ください。また、日本型 GAP を実践しようとする農場評価制度について提案し、その実証結果も合わせて議論していただこうと考えています。食料・農業・環境について、消費者・生活者と科学的根拠を持った情報交換を続けることがとても重要になっています。GAP が、非科学的な批判によって押し曲げられないことを強く期待します。

基調講演：『適正農業規範は日本農業の道しるべ』

山田正美 (一社)日本生産者 GAP 協会 規範委員長

福井県農業再生協議会事務局長

GAP 規範の模範とされている「イングランド GAP 規範」を翻訳し、規範委員長として「日本 GAP 規範」作成に貢献した山田正美さんは、イングランド GAP 規範と日本 GAP 規範との違いについて説明し、日本 GAP 規範の概要を各章毎に解りやすく解説しました。また、GAP 規範の目的を以下のようにまとめています。



GAP を実施することで強調されるべきは、農業が持続的に維持されることであり、そのためには、「自然環境や農業環境の維持」「農業に携わる人や多くの生活者の安全・安心」「食品としての農産物の安全性」などが担保されなければなりません。こうした農業のあるべき姿を示し、行動して貰うには、生産者自らが「農業によって環境・人・農産物（食品）に悪影響を及ぼすかもしれないリスク」について認識し、その起こりうるリスクを極力小さくするための方法を明らかにする必要があります。

そのために、農業を実践する中で、「どこにどのような問題が存在しているのか」「なぜそれが問題となるのか」「どうしたらその問題を解決できるのか」というプロセスを、GAP 規範によって農業者自身が理解することが重要です。その上で、農業者自身が、自分が行っている農業の中でのリスクを減らすための行動をとることで、地域全体としての環境の保全や農業に携わる人の安全あるいは農産物・食品の安全性などが確保され、農業が持続

的に維持されることとなります。

講演：『栃木県 GAP 規範に基づく新たな GAP の推進』

高崎 正 栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当

栃木県では、2010年4月の「GAP シンポジウム 欧州の適正農業規範に学ぶ」に参加し、GAP 規範の重要性を認識し、「現場の課題を解決するためには、農業者等に対し、GAP に取り組む意義や法令等の根拠と併せて適切な実践方法を明確にした GAP 規範を提示し、一層の理解を促進する必要がある」と考えました。



早速、規範の編纂に取り掛かり「良い農業を実践するための心得—栃木県 GAP 規範—」を2011年3月に刊行しました。編集方針は「生産者が手にとって実際に見る」ということで、適切な実践の1取組み項目につき、見開き2ページを基本とした全101ページです。内容は、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（H22.4.21 農林水産省）をカバーした全50項目です。表現形式は、「イングランド版適正農業規範 私達の水・土壌・大気の保護」（山田正美訳 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 2010年4月）を参考にし、適切な実践の記述内容は「日本適正農業規範（未定稿）」（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 平成22年10月）を参考・引用しています。

講演：『富山県適正農業規範に基づく農業推進条例』

伊澤 航 富山県農林水産部農業技術課主幹 エコ農業推進係長

富山県は、日本で初めてとなる GAP を推進するための条例を制定しました。

講演では、「農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、農業者の安全を確保することを目的とし、もって農業に対する県民の信頼性を向上させることに資するとともに、富山県農業の持続的な発展に寄与する」ことを目標として、議員提案により平成22年12月に『富山県適正農業規範に基づく農業推進条例』を制定したことで、その規範の内容についての紹介がされました。



富山県では、農業者がこの条例に基づいて、農業生産活動の各工程で必要とされる適正な取組み等を示した『富山県適正農業規範』を本年中に策定する予定です。農林水産部農業技術課では、既に「とやま GAP 規範」案を作成し、県民のパブリックコメントを募集しています。講演では、GAP 規範構築の経過や規範項目の事例が公開されました。条例によれば、2012年4月から農業者に対する教育などの具体的な取組みが始まるようです。

講演：『新しい評価規準「日本 GAP 規範農場評価制度」の概要』

田上隆一 (社)日本生産者 GAP 協会理事長・農業情報学会副会長

日本では、GAP の意味が様々な立場から様々な解釈され、その呼び名や普及の考え方も多様です。このような GAP の歴史や現状の社会的な状況から、GAP の正しい理解について解説がありました。GAP の正しい理解のためには「GAP の誤解を解消す



る」必要があるとして、①チェックリストはGAPではなく「GAPの尺度である」、②GLOBALGAPはGAPではなく「買手側の農場認証である」、③GAPは工程管理手法ではなく「環境汚染・食品危害等に対するリスク認識とリスク管理である」、④GAPは農家自身のPDCAではなく「産地全体で取り組む持続的農業の実践である」という4つの考え方が示され、EUの事例や日本の現場でのGAP指導の事例を元に、それぞれの具体的な解説がありました。

農業者は、これまで生産性向上を中心とした良い農業に努めてきましたが、新たな農業の道しるべとしての「GAP規範」が必要です。GAP規範に取り組む「農業者の指導」が必要です。そのための「適切な農場評価」が必要です。このような考えの下で、GAP普及のために必要な「農場評価規準」のあり方と、それを実現する「日本GAP規範」による新たな農場評価制度『日本GAP規範農場評価制度』の概要を発表しました。

これまでのGAP農場認証が「良い農家を認証する＝悪い農家を排除する」ものであったのに対して、この評価制度は、農場管理の「何処が問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を農業者に示すことで、農場管理の改善を継続的に推進するものです。

総合討論：『地域農業振興と日本GAP規範の活用』

シンポジウム第一日目の講師の山田正美さん、高崎正さん、伊澤航さんに加え、JA長野県営農センター次長の萩原学さんをパネラーに加え、日本生産者GAP協会理事長の田上さんの司会で総合討論が行われました。



萩原さんによれば、長野県では、現在「長野県GAP規範」を作成中とのこと。栃木県などの事例に学びながら長野県農業を支援する実践的な「GAP規範」を今年度中に構築し、来年度には正式決定して、GAP普及に役立terるとのことです。GAP規範の活用にあたっては指導者を欠かすことはできません。長野県では、県とJAグループが一体となって、平成22年度から本格的なGAP指導者養成講座を開催し、平成23年度には6種類のカリキュラムが生まれ、延べ14会場でGAP指導者の養成活動が行われています。

討論では、これまでの「チェックリストありき」のGAP概念から抜け出し、あるべき農業の姿としての「GAP規範」が提示されなければならないことが強調されました。また、GAP規範に基づく「適正農業管理」を実践するためには、「GAP教育」等を通じた農業者への意識付けが大切です。具体的に取り組みを始めた各県の実践的な経過やそこでの課題などについての報告があり、シンポジウム参加者は大いに参考になったことと思います。

情報交換会：『都道府県・地域のGAP取組みの情報交換』

都道府県で実際にGAPの事業に取り組む方々が一堂に集まり、日頃聞くことができない実践者の経験談や直接的な感想などを語り合う情報交換会の場となりました。

記念講演：『食料生産の価値の総合評価』

鈴木宣弘 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

第3回のGAPシンポジウム「欧州の適正農業規範に学ぶ」では、EUが環境保全のために農業者の行為に対して様々な法規制を行ってその実現を図ったことや、農産物の貿易交渉（GATT：関税と貿易に関する一般協定）に関連して、EU農業の持続性を保つために、農業の価格支持政策から環境保護政策に転換し、GAP規範の順守を補助金支払いの条件としたクロスコンプライアンスなどを学んできました。



日本でもGAPを普及させるには、鈴木先生の持論である「価格に反映されない農業の価値と農業補助金のあり方」を考え、「地域や消費者が動くシステム作り」に努めなければならないと考えます。折しも日本がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加するかどうかの議論で、関係者を二分する大議論が展開されています。本シンポジウムに参加する農業分野の専門家であってもTPPに関する情報があまりにも少ない現状から、日本におけるTPP反対論者の理論的支柱とも言われる鈴木先生は、本記念講演では当面する最重要課題「TPP」への対応を中心に講演されました。詳細は機会を改め報告したいと思います。

講演：『日本のGAP推進と指導者養成』

田上隆一 (社)日本生産者GAP協会理事長・農業情報学会副会長

チェックリストを渡して農家自身のPDCAを要求するGAP普及から脱却し、日本のGAP規範に基づく営農指導体制を実現するためには、GAP指導者の養成が欠かせません。2008年から約3年間に21の都府県で継続的に実施されている「GAP指導者養成講座」について紹介がありました。その他11の都県では、指導者の1日研修会やモデル産地への派遣指導などが行われていることが紹介されました。これらの研修会を通じて普及指導員や営農指導員らの実践によって培われてきた農場評価の方法が「日本GAP規範農場評価制度」に繋がっています。適切な農場評価を行うためには、透明性の高い「評価規準」と公平性を保った「評価者」の存在が必要です。これからのGAP普及のためには「GAP規範の充実」と共に、「GAP指導者の養成」を充実させなければなりません。

講演：『日本GAP規範農場評価制度の実証について』

田上隆多 株式会社AGIC GAP普及部長

GAP指導者養成講座で培われてきた農業評価制度が、本シンポジウムに先駆けて実際に評価を希望する農協や農家で、「日本GAP規範農場評価制度」の実証が行われました。講演では、農協を含む4農場で行われた実証について、その概要と結果が報告されました。新しい評価法の大きな特徴は、農場の管理実態を、これまでの農場認証等では「適切」か「不適切」かの二者択一をしていますが、新しい評価基準では、「適合」ではない項目の内容を「軽微な問題」「潜在的な問題」「重大な問題」「差し迫った重大な問題」の4段階に分けて評価することです。これによって、GAP指導者はメリハリの効いた指導ができること、評価を受けた農家や農協は、農場管理の実態を経営全体から判断することが可能となり、「いつ」「何を」「どのように」改善するか判断がしやすいこと、などの利点が考えられます。ここで、4段階評価の再現性のある正しい判断をどうやって担保し維持するかが、GAP指導者の教育上の課題であり、GAP教育システムの中で「判断の目揃え」を行うこ

とが重要になります。

事例報告：『日本 GAP 規範農場評価制度の実証結果報告』

日本 GAP 規範農場評価制度による農場評価を受けた4農場のうち、栃木県開拓農業協同組合の石川智さん、JA ひだ丹生川 GAP トマト部会の森本守さん、JA 金山酒米研究会の松澤信也さんが、それぞれこれまでの GAP への取り組みと今回の農場評価を受けたことについての効果や印象などについて報告されました。



総合討論：『農場評価の位置づけと方法』

パネル討論では、農場の問題点を4段階で評価することで農場管理の重みづけができ、改善計画や作業がしやすくなるという意見でした。また、段階評価の合計点数で農場管理全体が評価されるので、GAPに取り組んできたことの励みになったり、残された課題に取り組むための努力目標になるなどの意見が出されました。初めて触れる「日本 GAP 規範農場評価制度」に会場からもたくさんの意見や質問もいただきました。農場評価の実証を行った産地で営農指導を行っている GAP 指導者は、○×の最終判定が重要視されるこれまでの農場認証と違って、対象農場の経営実態や管理経過を明らかにし、それぞれに重みづけされる評価制度は、農場の明日からの管理努力に直接役立つというご意見でした。
